令　和　３　年

奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第２回定例会　10 月 22 日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

令 和 3 年 第 2 回

奥州金ケ崎行政事務組合議会

定 例 会 会 議 録

令和３年第２回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第１号

令和３年10月22日（金）午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　一般質問
第５　報告第１号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
第６　議案第１号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）
第７　議案第２号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
第８　議案第３号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　一般質問
第５　報告第１号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
第６　議案第１号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）
第７　議案第２号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
第８　議案第３号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

出席議員（13名）

議　長　　阿　部　加代子　君
１　番　　高　橋　　晋　君
２　番　　小野寺　　満　君
３　番　　高　橋　　浩　君
４　番　　千　葉　康　弘　君
５　番　　瀬　川　貞　清　君

6 番	高橋藤宗	君
7 番	廣野富男	君
8 番	有住　修	君
9 番	小野寺　重	君
10 番	今野裕文	君
11 番	渡辺　忠	君
12 番	青木俊悦	君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

欠席議員（０名）

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

説明のための出席者

管理者	奥州市長	小沢昌記	君
副管理者	金ケ崎町長	髙橋由一	君
副管理者	奥州市副市長	及川新太	君
監査委員		鈴木龍司	君
事務局長		千田淳一	君
事務局次長	兼会計管理者兼企画総務課長	北條　光	君
施設管理課長	兼長寿命化事業推進室長	菅原　優	君
水質管理課長		千葉美隆	君
消防長		平　裕司	君
消防次長	兼消防総務課長	千葉　直	君
消防次長	兼予防課長	小野寺和則	君
消防救急課長		志和　純	君
水沢消防署長		高橋洋男	君
江刺消防署長		菅野一美	君
消防救急課主幹	兼危機管理室長	平塚　孝	君
消防救急課主幹	兼通信指令室長	小原洋一郎	君
企画総務課	課長補佐	藤原丈司	君
施設管理課	課長補佐	廣野克哉	君
水質管理課	課長補佐	菅原敏幸	君
水質管理課	課長補佐兼浄水係長	岩淵　充	君
企画総務課	企画総務係長	石川暢光	君
企画総務課	財政係長	小山美奈子	君
施設管理課	管理係長	鈴木伸司	君
企画総務課	主任	及川知良	君

企画総務課　主　　任　　本　明　達　也　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

議　　事

午前10時　　開議

○議長（阿部加代子君）　これより令和３年第２回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第１号をもって進めます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、３番高橋浩議員、４番千葉康弘議員の２名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りといたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査報告は、お手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等４件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第４、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、４番千葉康弘議員。

〔４番千葉康弘君登壇〕

○４番（千葉康弘君）　４番千葉康弘です。今回２点質問させていただきます。

１点目が胆江広域水道用水供給事業について、２点目が汚泥肥料について、２点、管理者に質問いたします。１点目、胆江広域水道用水供給事業の抱える最大の課題は、建設仮勘定に整理されている未稼働資産97億円の解消にあります。97億円という金額は、用水供給料金収入の約20年分以上に当たります。この資産処分が今後の胆江用水供給事業に対し、どのような影響があるのか、水道料金等への影響はどうなるかについて伺います。

それでは、以下の点について質問いたします。１点目、なぜ建設仮勘定が97億円に膨らんだのか。建設仮勘定で資産を整理するに至った経過と、97億円まで建設仮勘定が膨らんだ理由について伺います。

２点目、建設仮勘定をいつまでにどのように改善しようとするのか。建設仮勘定を本勘定への振替の時期は、またその改善はどのように考えるのかについて伺います。

次に、建設仮勘定の影響と処理方法について。建設仮勘定で資産を整理することによる事業への影響はあるのか。また、建設仮勘定の処理方法、解消方法について併せて伺います。

次に、水道料金への影響について。建設仮勘定を本勘定へ振り替えた場合に、水道用水供給料金に対する影響はどの程度あるのかについて伺います。

次に、胆沢ダム水利権への影響について。組合は、胆沢ダムの水利権を保有していると思いますが、現行の許可水量に対して影響はあるのかについて伺います。

最後に、今後の水需要、水供給設備について、構成市町の今後の水需要はどのように見込んでいるのか、またたんこう浄水場の整備について考え方を伺います。以上が１点目になります。

次に、２点目、汚泥肥料について伺います。胆江地区衛生センターし尿処理施設から発生する良質な汚泥肥料として袋詰めした上、無料で頒布していると伺っています。この汚泥肥料をもっと有効に活用することができれば、地域における循環社会へ貢献ができる可能性を有していると感じております。そこで、次の点を伺います。

１点目が利用状況と利用が伸びない原因について。この良質な汚泥肥料の頒布量が年々増加傾向にない要因について、どのように把握されているのか伺います。

次に、利用促進について。良質な汚泥肥料を多くの方々に有効利用してほしいと考えています。ごみ焼却施設で一般ごみとなぜ燃やしている量が減少しておらず、有効に農地還元できる汚泥肥料のさらなる有効利用の促進を図るべきと考えますが、いかがかについて伺います。

最後に、地域資源を活用した循環社会への貢献について。汚泥肥料をこの地域の有効な地域資源と捉えた場合、循環社会へ貢献できる可能性を有していると認識しています。例えば歳入の増加や地域雇用の創出等の方策について、再度検討すべき課題か、その考えについて伺います。

以上になります。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　４番千葉康弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、１件目の胆江広域水道用水供給事業についてのご質問です。胆江広域水道用水供給事業につきましては、構成市町の水道事業が抱えていた自己水源の水質悪化や枯渇などの課題解決のため、旧衣川村を除く当時の胆江５市町から日量４万3,500立方メートルの水道用

水の供給要請を受け、事業を開始したものであります。組合がやったということではないということを、まず１点ご承知ください。平成２年の用水供給事業経営許可の時点では、平成12年度から４万3,500立方メートルに向けた用水供給を行う計画とされていました。しかし、胆沢ダム建設計画の延期、水需要の低下などの影響により、当初計画は数回にわたり見直しが行われ、さらには構成市町の必要水量に応じた段階的な整備として進められてきたことから、いまだに整備事業の半ばにあることをあらかじめご理解いただきたいと思います。この半ばにあるとはどういうことかというと、浄水場はまだ建設途上であるということを指しているものであります。

初めに、１点目の建設仮勘定での整理経過についてであります。水道施設の建設工事は、多額の資金と長期にわたって工事期間を要することから、適正な取得価格を算出するため、通常の資産経理と切り離して、建設仮勘定をもって整理しております。ここで言っていることは、１年で出来上がれば、工事の出来高がすぐ分かるわけですけれども、大きな工事なだけに最終的に幾ら仕上がったかというふうな分を正確に算出するためには、一旦仮勘定に上げて、全部出来上がった時点で集計をして、出来高を計算するという意味であります。建設仮勘定とは、工事完成後の精算段階で帳簿からその精算金額を算出するために定められた経理処理であり、工事完成後、建設仮勘定から本勘定へ速やかにかつ正確に振替処理を行うために必要な整理であります。そして、本勘定へ切り替えることで減価償却費が計上可能となり、その後の施設の更新費用の確保ができることになるものであります。ですから、先ほど１点目でお話ししたように、浄水場がまだ完成していないというふうな部分からすれば、この大きな工事、水道用水の供給事業についてはまだ建設途上にある。よって、仮勘定で扱わざるを得ないという状況が発生しているということを何よりもまず一番最初にご理解をいただきたいということでございます。

建設仮勘定での整理額97億円余りに上る理由でありますが、最終目標水量４万3,500立方メートル、ダム建設導送水管の工事を進めてきましたが、たんこう浄水場は変化する構成市町の水需要に合わせて整備を進めてきたために、４期の分割整備のうち現在２期整備までの１万4,600立方メートルの供給量までの整備をして、一旦休止をしているということであります。現在の浄水場の供給能力が最終目標水量に対して３分の１にとどまるため、水量見合いの３分の１だけが本勘定に振り替えることができ、残り３分の２については建設仮勘定で整備しなければならないものであります。なお、現在の建設仮勘定97億の内訳については、水を導く、水を送る導送水管、圧力調整池などの構築物で約59億円、ダム使用権で約33億円、建物、機械及び装置で約５億円となっております。

次に、２点目の建設仮勘定をいつどのように改善するのかについてであります。用水供給事業の課題解決のため、本年４月に胆江広域水道用水供給事業施設整備等検討委員会を設置し、同委員会において現在検討中であります。平成29年度に取りまとめられた有識者を含む経営改善検討委員会からの政策提言を基本としながら、その解消時期や改善方法について整

理を進めてまいりたいと考えているところです。

次に、３点目の建設仮勘定での整備における影響についてであります。現行の用水供給料金には、未稼働資産相当分の減価償却費を計上していないため、未稼働のまま簿価だけが残り、耐用年数を迎えた場合は減価償却費として投資を回収できない影響が出てくるところになります。造ったものの、実質３分の１しか稼働していないということがこの結果をもたらすということであります。

次に、４点目の水道料金への影響についてであります。建設仮勘定を本勘定へ振り替えた場合は、減価償却費用が加算されることから、その費用分が現在の水道料金に加算され、高くなる要素があります。しかし、構成市町の水需要者の方々の水道料金に対する影響は、構成市町の所有する水源からも水は供給されており、組合からの受水費用に変動が生じたとしても、その反映具合につきましては構成市町それぞれが決定するものであります。組合とすれば、本勘定に移せば、供給する水道水の料金は多少値上げをさせていただくことになります。しかし、値上げされた料金をもって、例えば奥州市が、例えば金ケ崎町がそれをダイレクトに水道料金に反映させるかというふうなことにつきましては、それぞれの自治体、要するに奥州市と金ケ崎町がそれぞれ考える課題というふうなことをここで言っているものでございます。

次に、５点目の胆沢ダム水利権への影響についてであります。組合では、最終計画の水量見合い４万6,800立米のダム使用権を有しており、今後岩手県内の水道広域化の動向、ＩＬＣの進展及び工業団地への企業誘致など、水需要が増加する可能性も有していることから、ダム使用権については引き続き保有をしていくというふうに考えているところであります。

次に、６点目の今後の水需要とたんこう浄水場の整備についてであります。今後の水需要は、人口減少、節水機器などの普及により減少する傾向と考えております。また、構成市町では、災害時の断水を極力回避するため、複数の水源でのリスク分散も検討されており、組合へ最終的に求められる水量は当初計画から減少する見通しであります。そのため、たんこう浄水場の整備につきましては、構成市町から求められる水量に応じた適正規模での整備とし、水道用水の安定供給と経営基盤の安定化を両立した事業展開となるよう、しっかりと検討しながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。以上がダム関係、水道関係の部分です。

次に、２件目のし尿処理施設の汚泥肥料についてのご質問にお答えいたします。初めに、１点目の汚泥肥料の無料頒布量が増加しない要因についてであります。し尿の処理過程で発生する汚泥は、良質な肥料として有効活用が可能であることから、袋詰めした上で無料で頒布をしております。その用途といたしましては、肥料として野菜、園芸、果樹などの農地へ幅広く還元していただいているところでありますが、令和２年度の利用状況は年間39トン、令和元年度と比較すると約５トン、12％程度減少しております。増加しない要因といたしましては、構成市町の農家戸数が年々減少傾向であること、生産者の高齢化、作付面積の減少

などの影響が考えられるところであります。

次に、２点目の汚泥肥料の利用促進についてであります。令和２年度にし尿処理施設から発生した汚泥は、967.44トン、そのうち96％に当たる928.2トンは焼却処理し、４％に当たる39.24トンを汚泥肥料として無料頒布している状況にあります。汚泥肥料は、市販の有機肥料との野菜栽培比較試験においても同等の効果を確認されており、その有効性を知っていただくため、当組合のホームページなどを活用しながら、利用の促進を図っているところであります。

次に、３点目の地域資源を活用した循環型社会への貢献についてであります。汚泥肥料を地域資源とする歳入の増加や、地域雇用の創出などでありますが、過去には発生汚泥を県内の肥料製造会社に供給した経緯があります。当時の検証では、汚泥の処理分に要する費用として処分費用約1,600万円、搬入費用約900万円の合計2,500万円の費用を１年間に要することから、費用対効果の面でごみ焼却施設での焼却処理が有利であると判断して、現在まで焼却処理として継続しているところであります。要するに、原料としては使えるのですけれども、そこに至るまでのコストを考えると、市民負担あるいは住民負担の軽減を現状のままのほうが図れると判断をしているということであります。

また、無料頒布している汚泥肥料は、生産後、時間の経過とともに軟らかくなるのと同時に、臭い、臭気も発生しやすくなるため、大量生産によるストックができないこと、またその改善は新たな設備投資に加え、維持管理費用も伴うことになります。今後においても主たる目的であるし尿処理施設の安定的稼働を前提として、汚泥の有効利用について研究を重ねていく必要があると考えております。当面は、汚泥肥料として多くの方々にご利用いただけるよう、一般家庭や農業者皆様へ様々な機会を通じて周知して、ご利用いただけるよう働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部加代子君）　４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　ありがとうございました。今お示しいただいた部分で、建設仮勘定を本勘定に振り替える時期というのは、これから検討されるということということでありました。一番気になった部分なのですが、今胆沢ダムの水利権ありますけれども、今１日当たり４万3,500立方メートルといいますか、これ使っている分をこれからも保有されるということで、これはもう水量は変わらないということで考えていいのでしょうか。これが一番気になったことでしたので、お答えいただきたいと思います。

次に、建設仮勘定97億600万円ということのようですが、この処理に伴う住民への理解というのが一番大切な部分だというふうに考えていますけれども、これについて、１点目は水道料金やダム利用権の影響について、また資本が削減されるということであれば、例えば資本金が、体力がなくなるというふうに思うのですが、この辺はどのように説明されるのか、地域住民といいますか、構成市町の住民に対してということでございます。

また、胆沢ダム、水道用水供給事業に使うばかりではなくて、これは胆沢平野の農業用水にも当然活用されてあります。また、発電用というふうにも使われています。今般ですと、災害というのは多くなっていますけれども、大型化している。その中で、災害対策とか洪水防止の役割という部分もダムは担っていると思いますけれども、これについて胆沢ダムの災害防止の役割、これを考えていただいて、関係市町、災害防災費のような形で負担するということもあり得るのかなと思いますが、それについて最初の質問とさせていただきます。

次に、汚泥肥料について質問いたします。１点目が汚泥肥料の無料配布、頒布されていますけれども、どのような形で周知されているのか。以前ですと、当組合の広報紙があったわけですけれども、今現在はないというようなことにされていますが、その中で各市、町の広報紙というような形に掲載はされているのか。あったとすれば、何回ぐらい最近はされているのかについて伺います。

また、奥州市には、２つのＪＡ組織がありますけれども、このような方々にも周知、農産物の生産費を低減できるのだというようなことで周知もあり得るのかなと思いますが、そのような形でお願いされているのかどうかについて、ＰＲされているのかについて質問いたします。

次に、利用促進には、やはり汚泥肥料ですと、以前も話しましたけれども、なかなか最初の取っかかりというもので抵抗があるかと思いますので、それでしたらネーミングといいますか愛称、これの募集をされるのも一つの方法ではないかなと思いますが、これについて質問いたします。

次に、汚泥肥料を肥料としてやった場合ですと、逆に費用がかかるというような話しされていますが、そういう面もあるかと思いますが、この部分を、例えば今バイオマスの利活用というようなことで叫ばれています。環境に優しくというようなことを言われていますけれども、その中で例えば今現在油代がかかっているとか、あと焼却した後には必ず灰が出ますので、その埋立てというようなこともされているわけですけれども、埋立てとかの削減につながらないのかについて質問させていただきます。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　ただいま千葉議員のほうからご質問いただいた数点について多少順位は異なるかもしれませんが、お答えしたいと思います。

まず、建設仮勘定に関係する部分のご質問についてでございますが、先ほど管理者答弁させていただきましたとおり、水道料金の影響につきましては建設仮勘定を本勘定に振り替えた場合は用水供給料金として減価償却費を料金に算入されることとなります。このことから、構成市町が供給する水道料金を高くする要素となるものの、水需要者の水道料金は最終的には構成市町がそれぞれ算定されるものであり、反映具合に関しましては組合がお答えできるものではないと。ですので、構成住民の方々へのご説明というところからすれば、直接構成市町からの説明とはなりますが、どうしても関連がございますので、そこは組合においても

説明させていただくことになるというふうに捉えてございます。

次に、胆沢ダムの使用権、水量についても変わるのかということのご質問かと思いましたが、胆沢ダムの使用権につきましては既に取得済みの資産でございますので、影響はないというふうに捉えてございます。

それから、胆沢ダムへの洪水浸水対策費というところのご質問をいただきました。胆沢ダムにつきましては、議員ご指摘のとおり、洪水調節、かんがい用水の補給、水道用水の補給、水力発電、正常流量化を目的とした特定多目的ダムでございます。組合は、ダムの利水者として特定多目的ダム法第33条に基づき、ダムの維持修繕、その他要する費用の一部を負担してきておりまして、その他の負担に関しましては考慮といいますか、お話しする立場にないというところでご理解いただきたいと思います。

続きまして、汚泥肥料に関するご質問にお答えしたいと思います。まず、汚泥肥料の頒布に係る周知の点でございますが、議員ご指摘のとおり、以前組合として独自の広報紙を持ってございましたが、その際には３回ほど掲載させていただいたという経過がございます。現在におきましては、組合ホームページを活用して、市販肥料との比較栽培試験結果等も含めて掲載をさせていただいているというところです。

なお、構成市町の広報紙を活用しての周知でございますが、今現在のところは掲載しておりません。早急にご協力をお願いしながら、掲載させていただき、活用させていただきたいというふうに考えます。

また、農協等への汚泥肥料の周知につきましては、農協さん自体は肥料を製品として販売している業態でございますので、そこをきちっと踏まえた上で、事務組合の費用が発生しないことを前提に置かせていただくとかいうことが可能かどうかというところを、まずは農協にご照会させていただくというふうな段階でございます。

また、汚泥肥料のネーミング、愛称募集についてでありますが、肥料袋購入の時期や名称選定の方法について具体的に考えていきたいと思います。今は特段なく、汚泥肥料ということで扱わせていただいているものでございますので、愛称募集に取り組むこと自体が皆様に知っていただく機会ということもありますので、具体的に進めてまいりたいと考えます。

そして、最後にし尿汚泥を地域資源と捉えて、その循環による経費削減や最終処分場の減量化というところのご質問でございますが、汚泥肥料を焼却する際の燃料についてでありますが、当組合の焼却炉が運転開始時にのみ重油燃料を使用しており、その後はごみ自体が燃料となって焼却を持続するシステムでございます。ですので、初めに重油を使って、あとはごみ自体が燃料になると。このことから、し尿汚泥を焼却する場合でもそのためだけに燃料を使用するものではないというところでございます。また、汚泥肥料を焼却した後に残る灰の量につきましてでありますが、他団体の研究報告によりますとし尿汚泥を焼却した場合の灰の量、これは焼却量の100分の１程度であるというデータがございます。組合の年間の汚泥焼却量約950トン、これに対して灰の発生量は9.5トンと想定されます。年間で約5,000トンの

焼却灰を埋め立て処分している最終処分場の影響については、その考えからすれば低いというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　最後に１つ質問いたします。

汚泥肥料関係なのですけれども、汚泥肥料についてですが、ホームページでという広報されていますけれども、ホームページ、毎日見ることはなかなか難しいというのが１つと、あと年齢的な制約もありますので、ぜひぜひ今ある市、あと町の広報紙、これに掲載いただくというふうなことでやっていただきたいなと思います。それに対して質問いたします。

次に、ネーミング募集に当たりまして、今現在も利用目的というのは大まかにはされていますが、もう少し詳しい形で、どんな形で利用するのか分かれば、この後の例えば利用促進にもつながるかと思いますので、その辺も考えていただいた対策をやるのがいいのかなと思いますが、この２点について質問して終わります。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　それでは、初めに汚泥肥料のほうを構成市町のほうの広報等に掲載をいただきたいという部分につきましては、先ほど事務局長がお話ししたとおり、構成市町への協力要請の下、今後早急に対応できるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、ネーミングと同時に詳しい形で汚泥を利用される方々が利用しやすいようにとのご発言だったと思います。先ほどお話しいたしましたとおり、構成市町で広報掲載依頼する際に、その点も追加して、含めて記載するよう心がけて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　次に、１番高橋晋議員。

〔１番高橋晋君登壇〕

○１番（高橋晋君）　１番高橋晋です。通告どおり、胆江地区衛生センターごみ焼却施設長寿命化工事による発電電力の有効活用について、管理者にお伺いいたします。

胆江地区衛生センターごみ焼却施設は、平成６年の供用開始から23年が経過し、施設の経年劣化が進んだことから、奥州市と金ケ崎町における安全で安定したごみの焼却を継続するため、老朽化した設備機器を更新する大規模な基幹的設備改良工事を平成29年７月より開始し、令和３年３月12日に無事竣工いたしました。本工事の竣工により、今後15年間の安全で安定的なごみ処理を継続する体制が確保できたものと考えております。本工事では、既存設備の更新のほかに、ごみの焼却により発生するエネルギーの活用や、災害時の運転継続を目的とした新しい設備の設置も行われ、特にも焼却炉の燃焼ガス冷却方式を水噴射方式から耐熱ボイラー方式に変更し、新たに設置した蒸気タービン発電機で発電を行い、その発電電力

を施設で使用することで施設の省エネルギー化、災害時の運転継続が可能になったと聞いております。私が故明神キヨ子議員の逝去に伴い、奥州金ケ崎行政事務組合議員に選任され、施設内を見学し、説明を受けた折、施設で使用する電力以上の発電能力を有しているが、その有効活用が十分にはなされていないと組合職員から施設の発電状況についてお聞きいたしました。

そこで、質問いたします。蒸気タービン発電機の設置により、年間どのくらい発電され、それがどのように使用されているのか、なぜ有効活用されないのか。さらには、ごみの焼却で発生する余熱を活用した新たなプールの設置ができないかを登壇しての質問といたします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　１番高橋晋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、１点目の年間の発電量などについてであります。胆江地区衛生センターのごみ焼却施設は、施設の長寿命化を図るため、平成29年度から令和２年度までの４年間で基幹改良工事を実施しております。工事の実施に際しましては、東日本大震災を教訓として、災害の発生に伴う停電時においても施設の安定的稼働を確保するため、新たに発電設備を設置したものであります。ごみ焼却の発電量などについてでありますが、初めて年間を通じて発電を行いました令和２年度では、327日間、675万4,000キロワットを発電しており、１日当たり２万1,000キロワットを発電しております。

次に、２点目の現在の発電電力の活用状況についてであります。胆江地区衛生センターには、ごみ焼却施設のほかに粗大ごみ処理施設、し尿処理施設があり、各施設を稼働するために電力として活用しております。

次に、３点目の施設の発電が十分に有効活用されていない理由についてであります。ごみ焼却施設の発電能力は、１日当たり４万7,760キロワットであり、4,800キロワットの余剰電力を売電できる能力があります。余剰電力につきましては、売電を行いたいと考えておりますが、東北電力の北東北３県の基幹送電線に空き容量がなく、東北電力の送電線に組合の余剰電力を流すことができない状態となっていると東北電力からは説明を受けております。余剰電力を東北電力が送電線に流すためには、この基幹送電線の増強工事が必要となり、工期について10年程度かかるとの説明を東北電力から受けております。このことから、余剰電力の有効活用が困難な状況となっているものであります。

次に、４点目のごみ焼却施設で発生する余熱を活用した新たなプールの設置についてであります。温水プールについては、ごみ焼却施設で発生する余熱の有効活用の一つであると認識をしております。組合が現在管理運営する胆江地区広域交流センターは、平成６年のごみ焼却施設の竣工と同時に供用開始した厚生保養施設であり、ごみ焼却施設で発生する余熱を熱源とした屋内温水プールと浴場を設置し、構成市町の多くの住民の皆様にご利用をいただいているところです。なお、この交流センターについては、現在ごみ焼却施設の建設を進め

るために、地元からの要望により開設した施設であり、このことから今後も安定的な運営継続が基本であるものと考えているところであります。議員が提案されるごみ焼却余熱を活用したプールの新設につきましては、組合とすれば組合規約に定めるべき新たな事務事業に当たり、構成市町である奥州市と金ケ崎町には十分な検討を要するものと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部加代子君）　１番高橋晋議員。

○１番（高橋晋君）　ありがとうございます。余熱活用の観点から再質問させていただきます。

ただいまの答弁で発電した余剰電力を有効活用できない理由も分かりました。さて、奥州市内には、大鐘公園市民プール、健康増進プラザ悠悠館の温水プール、前沢Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールがありますが、奥州市社会教育及びスポーツ施設再編計画によりますと、大鐘公園市民プールは設置から36年が経過、健康増進プラザ悠悠館の温水プールは24年、前沢Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールは25年が経過と、耐用年数を超えるものや、老朽化により管理運営が難しい施設が多くあります。

また、江刺地域には、クリーンいわて事業団が管理するえさしクリーンパークの温水プールもありますが、県との取決め協議により、その設置期間が６年間延長されましたが、本年度が最終年度になっております。これらの老朽化したプールを廃止し、ごみ焼却時の余熱を活用したプールの新設を望む声も寄せられております。

一方、金ケ崎町の森山にあります生涯スポーツセンター屋内温水プールについても供用開始から20年以上が経過しております。奥州市、金ケ崎町の既存の屋内温水プールについては、化石燃料を使用したボイラーで温水を沸かす施設となっており、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素を排出する施設です。

ついては、奥州市、金ケ崎の住民が健康増進のために気軽に利用できる、ごみ焼却時の余熱を利用した、環境的にも優しい屋内温水プールの建設について、検討されるべきではないでしょうか。再度質問いたします。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　高橋議員にご質問いただいた点についてお答えいたします。

当行政組合で所管しておりますごみ焼却施設の余熱を活用しての構成市町の健康増進のためのプールというところでご質問いただいたところですが、まずはご理解いただきたいところからすれば、新たな屋内温水プールの整備、管理についてですが、現在の組合規約に定められておりませんし、定めがない事務を行うには、先ほど管理者答弁のとおり、構成市町である奥州市の考え方の合意、決定が前提となることをご理解いただきたいと思います。

また、今回ご質問にある熱源としてのごみ焼却施設につきましては、地元との合意を下に、現時点における共用期間を定めてございます。これから新たに屋内温水プールを設置した場

合、ごみ焼却施設の稼働終了後もプール施設を活用することとなると考えますが、その前に熱源をどのように考えるかも明確にしておく必要があるのではないかというところでございます。議員ご指摘のとおり、ごみ焼却施設の余熱については、地球温暖化防止の観点からしても活用の可能性を模索すべきものでございまして、当組合としても様々な検討を進めていくべきものと捉えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　１番高橋晋議員。

○１番（高橋晋君）　ご答弁ありがとうございます。奥州金ケ崎地域にとってもごみ焼却の余熱活用は大切なことと考えます。また、ＳＤＧｓの観点からも取り組まなければならないことだなと考えます。我々奥州市議会議員の任期も残り僅かとなってきましたが、私自身、今期最後の課題として奥州市議会でも取り上げてまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部加代子君）　それでは、ここで11時まで休憩をさせていただきます。

午前10時50分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午前11時00分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次に、５番瀬川貞清議員。

〔５番瀬川貞清君登壇〕

○５番（瀬川貞清君）　５番瀬川貞清でございます。通告に従い、管理者にお伺いをいたします。

最近奥州金ケ崎行政事務組合に関する問合せが連続して私どもの事務所に寄せられました。１つは、可燃ごみの搬入と、その処置についてであります。ある事業所の方が一般廃棄物と判断して胆江地区衛生センターにごみを持ち込んだところ、産業廃棄物であると告げられ、産廃業者に問い合わせるように指示されたということであります。当組合のホームページによれば、産業廃棄物とは家屋等の新築、改修、または解体に伴い発生する建築廃材、農業用資材などとあります。建築廃材や農業用資材のほかにどういうものがあるのかお知らせください。

２つ目は、粗大ごみの搬入についてであります。衣川の住民の方がベッドを粗大ごみと判断して搬入したそうでありますが、このままでは受け入れられないとして器具を渡され、解体して可燃物、不燃物に分別するよう指示されたそうで、その日は一日がかりの作業になったということであります。これは、燃えるごみの搬入のことでありますが、私も以前に家庭ごみを搬入した際に、先客の市民の方がマットレスを持ち込もうとしたところ、カッターナイフを渡され、解体、分別の指示を受けた場面を目撃したことがあります。改めてホームペ

ージを見ますと、持ち込みできる燃えないごみ（粗大ごみ）の表にベッド及びソファー（スプリングを外して）とありました。これらの事例は、いずれも頻繁に衛生センターを訪れる市民ではなく、ほぼ初めて訪れた場面での反応だったと思われます。こうした事態を避けるために、どう周知がなされているか、お伺いをいたします。ホームページに記載されていることをもって周知しているというのではなくて、ふだんから市民の目、耳に触れる方法を用いるべきだと考えますが、見解を伺います。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　５番瀬川貞清議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、１点目の可燃ごみ搬入と、その周知徹底についてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、ごみを一般廃棄物と産業廃棄物の２つに区分しており、まずは産業廃棄物を定義し、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としております。法で定義された産業廃棄物には、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、20種類の廃棄物が該当し、それらの廃棄については事業者自らの処理責任が定められております。事業所、商店等から発生する産業廃棄物以外の廃棄物は、飲食店からの食品残渣、事業所からのリサイクルできない紙くず、造園業者からの剪定枝などがあり、これらについては事業系一般廃棄物に分類され、胆江地区衛生センターに搬入可能な一般廃棄物であります。

なお、同じ食品残渣でもスーパーなどの小売から排出されるものは、事業系一般廃棄物に分類され、食品製造業から排出されるものは産業廃棄物に該当するなど、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分類は複雑であり、他団体においても搬入される廃棄物の取扱いに苦慮しているところであります。議員がご指摘の胆江地区衛生センターに搬入できるごみ、できないごみの周知徹底については、廃棄物の適正処理に欠かせないものであり、重要であると考えております。組合や構成市町のホームページにおいてもごみ分別などについて掲載しているところではありますが、広報等の活用など、さらなる住民周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目の不燃粗大ごみ搬入と、その周知徹底についてであります。胆江地区衛生センター粗大ごみ処理施設では、施設の能力上、処理ができない、あるいは処理を行うと設備機器に故障のおそれがある処理困難物があります。その１つにベッドのマットレスがあり、そのままでは施設で受入れできないごみとして組合のホームページに掲載しているところです。マットレスを搬入された場合には、布団とスプリングの処理方法が異なるため、搬入者に解体をお願いした上で引き受けさせていただいております。このように、粗大ごみの中には、そのままでは受入れができないごみも多くあることから、その受入れ方法については広く住民の皆様に知っていただけるよう情報を発信していくことが重要であると考えていると

ころでございます。
○議長（阿部加代子君）　５番瀬川貞清議員。
○５番（瀬川貞清君）　１番目に関わってでありますけれども、私の経験では自宅を解体したことがあるのでありますけれども、そのときは最初から産業廃棄物業者と相談をしてやりなさいというふうな業者といいますか、そういう方の助言を得て、最初からそういう産廃業者に相談をし、それで処理をしてもらう。それから、農業廃棄物は、毎年ＪＡから文書が回されてきて、廃プラ等の回収を行われて処分を依頼できるというふうなことで、最初言ったようなものは多分一般の人も思っているから、いいのではないかと思いますけれども、それ以外のものの取扱いを、ちょっと管理者の答弁では苦慮しているというふうな答弁がありましたけれども、それをどういうふうに通知、周知していくべきかと、少し細かいお知らせが必要ではないかというふうに考えるものであります。
　それから、同じように粗大ごみの搬入についても言えると思いますが、千葉康弘議員の同じような質問に対してもホームページで通知をしているというところで答弁が終わっているのでありますけれども、これだけでは今私が取り上げたような事例はいつまでも続くのではないかなというふうに判断をされるのであります。当組合の広報紙が廃止をされて、その代わりにホームページだという状態では、ちょっと解決されないのではないかと思います。それで、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、各家庭にポスター状のお知らせが以前は配られていたというふうに思うのでありますけれども、こういうふうなもので再度徹底する考えはないかというふうなことについてお伺いをいたします。
○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。
○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　ご質問にお答えしたいと思います。
　瀬川議員のご質問でございます。１点、２点ありましたが、いずれ搬入できるごみ、そういったものについて周知を徹底すること、それからホームページ見られない方というのは環境的にもいらっしゃいますので、そういった方々が、先ほどポスターのお話もされましたように、年に１回は目にする機会があればいいのではないかというご質問だというふうに理解しました。
　以前に組合広報ございましたときにもそれを活用して周知したことがございますけれども、やはりご指摘のように、組合ホームページとか広報とか見たことがなくて、そのまま持ち込まれる方もいるようでございます。そういった方もございますので、特別号の広報の発行も検討したいと思いますし、また実際にそこだけでは書き切れない部分もあるかと思いますので、今現在でございますけれども、搬入者の方に対して、それから個人、それから事業者を問わず、チラシといいますか、そういったものを準備しているところでございます。さらには、構成市町の広報、ホームページ、そちらのほうへの依頼もただいま現在検討、準備しているところでございますので、早い時期にそれを実施したいなというふうに考えてございます。

以上でございます。
○議長（阿部加代子君）　一般質問を終結いたします。
～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～
○議長（阿部加代子君）　日程第５、報告第１号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告を行います。
提出者の説明を求めます。小沢管理者。
○管理者（小沢昌記君）　報告第１号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。
○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。
○事務局長（千田淳一君）　報告第１号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてをご説明申し上げます。
資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく地方公営企業の経営の健全性を判断するための指標で、この比率が経営健全化基準20％以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、健全化を図るための方策を実施しなければならないものとされております。
また、毎年度において前年度決算により算定した指標を監査委員の審査に付して議会に報告するとともに、住民への公表が義務づけられているものであります。
資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでありますが、令和２年度においては資金に不足が生じていないことから、比率の数値が出ておりませんことを地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定によりご報告申し上げます。
○議長（阿部加代子君）　ただいまの報告に対し質問ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。以上をもって報告第１号を終わります。
～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～
○議長（阿部加代子君）　日程第６、議案第１号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。
議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。
○管理者（小沢昌記君）　議案第１号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第２号）を事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。
なお、以下議案第２号から議案第３号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、併せてご了承を願います。
○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。
○事務局長（千田淳一君）　議案第１号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正

予算（第２号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書２ページをお開き願います。今回の補正予算は、現年度繰越金の確定、異動及び負担率の改正等による職員手当及び共済組合負担金等の増額、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした空調設備更新に係る工事請負費の追加等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,134万4,000円を追加し、補正後の予算総額を34億5,869万2,000円とするものであります。

３ページ、第２表、債務負担行為補正であります。債務負担行為補正につきましては、令和４年４月からの胆江地区衛生センターし尿処理施設の運転業務の委託について、安定的な受注確保の観点から質の高い業務の履行が期待できる複数年契約により委託するため、し尿処理施設運転を追加し、それぞれ期間及び限度額を設定するものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

７ページ、８ページをお開き願います。最初に、歳入についてでありますが、６款繰越金、１項繰越金は令和２年度決算の確定により6,000万2,000円を追加するものであります。

７款諸収入、２項雑入は、診療所関係のオンライン資格確認等関係補助金と消防関係の一般財団法人自治総合センター助成金として134万2,000円を追加するものであります。

９ページ、10ページをお開き願います。次に、歳出でありますが、２款総務費、１項総務管理費は、異動等による職員の人件費として229万4,000円を増額するものであります。

３款民生費、１項社会福祉費は、負担率の改正による職員の人件費の減額、並びに介護認定審査委員会の書面開催継続に伴う通信運搬費の増額及び審査委員の費用弁償の減額等により11万4,000円を減額するものであります。

４款衛生費、１項保健衛生費は、休日及び夜間診療所運営に係る委託料の追加、胆江地区広域交流センターの新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした空調設備更新に伴う工事請負費の追加等が主な内容で、891万5,000円を増額するものであります。

11ページ、12ページをお開き願います。２項清掃費は、異動等による職員の人件費として76万3,000円を減額するものであります。

５款消防費、１項消防費は、異動等による職員の人件費の増額及び少年消防クラブ制服購入による消耗品費等の追加が主な内容で891万9,000円増額するものであります。

７款予備費は、歳入から歳出の経費に財源措置した残額4,209万3,000円を追加するもので、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　すみません、基本的なことをお尋ねしたいのですが、資料の別紙で

頂いているものに基づいてお尋ねをいたします。

まず、１つは、空調設備更新工事費に関わってですが、地方創生臨時交付金を充てるということになっていますけれども、幾らか歳入があっていいような気がするのですが、どういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

もう一つは、債務負担行為なのですけれども、令和３年度からということで、なぜ今の時期これが出てくるのかなという思いがあるのですが、どういう事情なのかお伺いします。

それで、通常であれば委託先が変わるにしても職員の育成とか、それらについては受託側の責任で行われるのが普通でないかというふうに思うのですが、いつもこのような形で債務負担行為を起こしてきたのでしたか。ちょっと記憶が私にはありませんで、ここに来ていないときもありますので、そこら辺の経過の説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　今野議員、１点目のご質問にお答えいたします。

広域交流センターの空調機の更新工事についてでございます。こちらの工事につきましては、コロナウイルス感染拡大防止のために、物質を除去する機能のついた空調機へ更新するものでございます。議員ご指摘のとおり、地方創生臨時交付金をその財源とするものでございますが、組合の予算の性格上、その交付金は市、町に入るものでして、分担金としてそれを組合は受け取ると、そういった考え方でございますし、あと組合の分担金につきましては最終の補正予算におきまして予算の補正を行うものですから、今回の中ではそのままということになるものでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　今野議員の２点目のご質問で債務負担行為に関することについてお答えいたします。

し尿処理施設の運転管理業務委託につきましては、平成26年度から運転管理業務を委託してございまして、その都度債務負担行為を設定し、これまで継続してまいりました。債務負担行為が必要となる事情についてでありますけれども、令和４年４月１日から当該業者が替わった場合は、新たな業者が業務を開始することとなります。し尿処理施設の運転につきましては、ノウハウのある業者を指名した上で選定するものでありますけれども、反応槽や生物処理水槽など、高度な処理のノウハウのある業者ですけれども、施設によっては操作の方法や機器のメンテナンスの部分まで加えて、総合的に把握していただく、その準備期間が必要であるということから、債務負担行為の設定をさせていただいているということでございます。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　１点目の地方創生臨時交付金については、最終補正ということなのですけれども、すると予備費を充てて一旦やるということになるのですか。

２点目ですが、前回の更新のときもそういう形で予算計上していたということで理解していいのですか。これが年度当初にならなかった理由というのは、何かあるのですか。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　予備費というお話がございました交流センターの空調機の件でございますけれども、今回前年度決算がございますので、そちらのほうの繰越しでこのように整理したというところでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　説明がうまくできず、申し訳ございません。前回も債務負担行為を設定して臨んでいるものでありますし、債務負担行為を設定する理由として、新しい業者に変更した場合の準備期間が必ず必要となるということで設定をさせていただいているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第７、議案第２号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第２号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

別冊の決算書の１ページ、２ページをお開き願います。歳入総額は57億2,784万706円、歳出総額は56億4,653万8,098円、歳入歳出差引き残額は8,130万2,608円であります。

３ページ、４ページをお開き願います。最初に、歳入の状況でありますが、収入済額、１款分担金及び負担金46億2,346万2,000円、２款使用料及び手数料２億8,030万6,492円、３款国庫支出金６億4,449万5,800円、４款財産収入945万7,382円、５款寄附金収入なし、６款繰

越金１億2,847万4,945円、７款諸収入1,924万4,087円、８款組合債2,040万円、９款県支出金200万円であります。

次に、５ページ、６ページをお開き願います。歳出の状況でありますが、支出済額、１款議会費84万499円、２款総務費8,452万3,147円、３款民生費4,067万9,710円、４款衛生費36億7,335万5,166円、５款消防費17億2,628万8,207円、６款公債費１億2,085万1,369円、７款予備費支出なしであります。

次に、歳入の主なものをご説明申し上げます。９ページ、10ページをお開き願います。１款分担金及び負担金、１項分担金は、構成市町からの分担金46億2,346万2,000円であります。

11ページ、12ページをお開き願います。２款使用料及び手数料、１項使用料は4,104万577円で、休日及び夜間診療所の診療収入、広域火葬場、広域交流センターの使用料であります。２項手数料は２億3,926万5,915円で、衛生センターのごみ及びし尿処理手数料が主なものであります。

３款国庫支出金は６億4,449万5,800円で、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金が主なものであります。

13ページ、14ページをお開き願います。４款財産収入、１項財産売払収入は945万7,382円で、不用となった車両及び粗大ごみの処理等により生じる鉄くずの売払収入であります。

６款繰越金は、１億2,847万4,945円で、令和元年度からの繰越金であります。

７款諸収入、１項預金利子は526万8,307円であります。２項雑入は1,397万5,780円で、岩手県防災航空隊派遣職員負担金、高速道路からの搬入ごみの処理料、高速道路における救急業務に係る支弁金等が主なものであります。

15ページ、16ページをお開き願います。８款組合債は、基幹改良工事に係る衛生債1,710万円、消防車両更新に係る消防債330万円であります。

９款県支出金は200万円で、休日及び夜間診療所の運営に係る医療機関、薬局等感染拡大防止対策支援事業費補助金であります。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。19ページ、20ページをお開き願います。１款議会費、１項議会費は84万499円であります。

２款総務費、１項総務管理費は8,433万2,679円であります。

23ページ、24ページをお開き願います。２項監査委員費は19万468円であります。

３款民生費、１項社会福祉費は4,067万9,710円で、介護認定審査会の運営費等であります。

25ページ、26ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は１億8,645万534円で、休日及び夜間診療所、広域火葬場、交流センターの管理運営費が主なものであります。

35ページ、36ページをお開き願います。２項清掃費は34億8,690万4,632円で、衛生センターのごみ処理施設及びし尿処理施設、最終処分場の施設に係る管理運営費のほか、ごみ焼却施設の長寿命化に関する経費が主なものであります。

49ページ、50ページをお開き願います。５款消防費、１項総務管理費は17億2,628万8,207円

で、消防職員の人件費及び消防業務に係る経費のほか、高規格救急自動車等の車両の更新に係る経費が主なものであります。

55ページ、56ページをお開き願います。６款公債費、１項公債費は１億2,085万1,369円で、衛生債及び消防債の元利償還金であります。

57ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。１、歳入総額57億2,784万円、２、歳出総額56億4,653万8,000円、３、歳入歳出差引額8,130万2,000円、５、実質収支額8,130万2,000円であります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおり認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　１回目の質問いたします。

蒸気発電タービンが導入されたわけですけれども、これに伴いまして、効果というものはどのように評価されているのかについて質問したいと思います。

あと、前年度と今年比べますと、重油の使われている量がもう半減かというくらいとなっていますが、この理由といいますか、どのような形でこうなったのかについて、蒸気タービンのほうも関係あるのかどうかについて質問いたします。

また、発電機があることによりまして、購入電力にどのような形の違いがあったのかについて、その３点について質問いたします。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　千葉議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、新たに発電設備を設けた理由でございますけれども、施設の安定的稼働、災害時において停電が発生しても確実に廃棄物を処理できる体制、それを整えるために設置したものでございます。

その効果でございますが、まず１点目でございます。発電設備を設置する前におきましては、天候不順、落雷等の発生により設備機器が停止する、そういった場面が何年かに１回ございました。発電設備を設置しましてからそういった落雷等がございましても、設備機器の中に主要電源を即時遮断する高速遮断機というものを設けてございますので、それの効果によりまして不測の事態の停電発生、施設の運転停止、そういった状態にはならないという効果を確認しているところでございます。

それから、効果の２点目でございますが、電気料金の削減額といたしまして、過去５年で最も高額でありました26年度と比較した場合、年間で１億1,500万ほどの財政的な節減効果がございます。工事完成後の15年間でいきますと、そのままと考えますと17億2,000万円ほどの削減効果となるものでございますが、一方発電設備の設置によりまして発生する経費もあり、

その経費につきましては15年間で15億6,000万ほどと見込んでいるところでございます。15年間ベースの比較でいきますと、１億6,000万ぐらいの経費の削減ということでございますけれども、工事期間中、令和元年、２年においても、元年の７月から発電を行っているということでございますので、工事期間中の削減額で２億ほどございまして、それらの分が財政的な削減額になっているというところでございます。

あと、重油の使用量につきましては、運転の休炉回数、休炉しましたら、当然焼却炉を稼働させる際に重油が必要になりますが、発電を少しでも長く継続して財政的効果を高めたいという考えもございまして、従来より炉を止める機会は少なくしておりますので、その効果によるものかと考えてございます。

購入電力量の違いでございますけれども、これにつきましては、令和元年度におきまして、途中ではございますけれども、７月から発電してございますけれども、483万キロワット発電してございます。それから、令和２年度につきましては675万キロワットということで、単純に計算しますとそこで200万キロワット、電力としては購入電力では削減しているところでございます。今申し上げました発電していない期間が３か月ありますので、年間に直しますと200万キロワットの４倍ということですので、800万キロワットほど購入電力量として、ボリュームのほうとして削減効果が出ているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　43ページのし尿処理に関わってお尋ねをいたします。

長寿命化か、更新か、よく分かりませんけれども、精密機能検査をやるということで、ここ数年で多分今年もやっているのかなと思いますが、令和２年度中どうだったのかと。現在どうなっていて、どういう方向に動いているのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、49ページの消防費に関わって、特定防火対象物、非特定防火対象物の重大法令違反の状況と今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　10番今野議員の１点目のご質問にお答えいたします。

し尿処理施設の精密機能検査の状況ということでございます。精密機能検査の部分につきましては、令和元年度において業者に委託を行い、検査をいただいたものでありますけれども、今年度の部分におきまして、令和２年度の部分につきましては直営による検査ということで対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、し尿処理施設の延命化の状況ということでございますけれども、現在でし尿処理施設整備方針検討業務ということで令和３年６月４日に業者に委託しているところでございます。業者のほうでの成果品として、３月末に提出をいただくという予定でございますので、今現在設備の処理状況の関連する施設等の内容把握など、業務が進行中でございますので、その成果品に基づいて、今後の報告という形になろうかと思います。

以上でございます。
○議長（阿部加代子君）　小野寺消防次長。
○消防次長兼予防課長（小野寺和則君）　お答えいたします。
重大違反の状況ですけれども、令和３年９月30日現在ですけれども、特定防火対象物については１件、非特定防火対象物につきましては42件、合計43件の違反対象物が考えます。これにつきましては、令和３年１月１日と比較しますと９件減少しております。減少と言いましても純然たる減少ではなくて、改善になったものもあれば、新たに発見したものもあって、トータルで９件の減少になっているというものでございます。
なお、今後の取組でございますが、これまでやってきましたのが懇切丁寧な説明を行いまして、これは指導して終わりではなくて、やはり改善する糸口、改善する気持ちを相手にも持っていただくような丁寧な指導をして、少しでも早い改善につなげて、住民の安全、安心につなげていきたいと思っております。
以上です。
○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。
○10番（今野裕文君）　し尿処理については、長寿命化で検討をしていただいているというふうに理解していいのでしょうか。今公表できる分というのは、それ以上はないということなのでしょうか。確認したいと思います。
非特定防火対象物の公表の制度がちょっと問題になっていたと思うのですが、これらは今どういう状況になっているのか、加えてお尋ねをいたします。
○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。
○水質管理課長（千葉美隆君）　今野議員の質問にお答えします。
し尿処理施設の検討の部分につきましては、現行の施設が二十数年経過しておりますので、今後の更新を今現在業者に早急に発注して、検討を行っていただいていると。委託、検討の内容につきましては、既存の施設、この場所でこの建物の延命化を行って、継続使用していくのか、それからそうではなく新たな土地で新たな施設でできるのかについての検討を委託発注しているものでございます。その成果に基づいて、今後内部で検討をしながら、進めていきたいというものでございます。
以上でございます。
○議長（阿部加代子君）　小野寺消防次長。
○消防次長兼予防課長（小野寺和則君）　お答えいたします。
事業所、工場などの一般の方が利用しない非特定防火対象物の重大違反につきましては、令和４年４月１日から法務省消防庁によって、消防本部ごとに件数が公表されることとなっております。消防本部としましても国の動向等を捉えながら、いろいろ検討していきたいと思っています。
○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり認定することに決しました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第８、議案第３号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第３号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算状況について、ご説明申し上げます。別冊の決算書１ページ、２ページをお開き願います。収益的収入及び支出の状況でありますが、水道用水供給事業収益は営業収益５億8,836万4,121円、営業外収益7,499万5,107円、特別利益66万4,500円で、総額６億6,402万3,728円であります。

次に、水道用水供給事業費用は、営業費用３億8,524万9,015円、営業外費用１億2,411万7,657円で、総額５億936万6,672円であります。

５ページをお開き願います。この結果、令和２年度は１億5,406万256円の純利益が生じております。

お戻りいただいて、３ページ、４ページをお開き願います。資本的支出の状況でありますが、資本的支出は建設改良費495万円、企業債償還金３億１万1,891円で、総額３億496万1,891円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額３億496万1,891円は、当年度分消費税資本的収支調整額45万円及び過年度分損益勘定留保資金３億451万1,891円で補填しております。

次に、８ページをお開き願います。剰余金処分計算書案であります。令和２年度末の未処分利益剰余金は６億6,966万2,131円で、その内訳は令和２年度の純利益１億5,406万256円、地方公営企業会計基準の見直しによる移行処理により生じた平成25年度以前の長期前受金収益化額、減価償却費のうち国庫補助金相当額等５億1,560万1,875円であります。

毎事業年度生じた利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、令和２年度の純利益１億5,406万256円を議会の議決を経て減債積立金に積み立てようとするものであります。

なお、会計基準の見直しにより生じた５億1,560万1,875円につきましては、従前資本剰余金に整理していた額の一部を利益剰余金に振り替えたものであり、現金としてあるものではございません。

12ページをお開き願います。水道用水供給事業の概況ですが、令和２年度から令和４年度までの用水供給料金を改定しており、令和２年度は新料金による水道用水の供給を行っております。また、建設途上のたんこう浄水場を最適な規模での完成形とするため、胆江広域水道用水供給事業の基本計画見直し業務に着手しております。

水道用水供給の状況につきましては、奥州市内７か所の受水池へ供給し、年間供給水量は383万5,942立方メートル、令和元年度と比較して４万674立方メートルの増、年間総有収水量は377万686立方メートル、前年度比較で３万7,604立方メートルの増となっております。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご議決及び認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　１点だけ質問いたします。

12ページの下のほうにありますけれども、経営収支状況の一番下の欄ですが、今回資本的支出の不足分を過年度損益勘定留保資金３億幾らで補填したとありますけれども、前々年度、30年度と比べますと2,000万円ぐらい多く補填しているという形になりますが、この部分は例えば将来予想される施設の更新とか修理、修繕のために使う部分かなと思うのですが、こういう形で利用していった場合ですと、将来的に不足になるということはないのかが１つと、例えば内部留保資金、これは幾らぐらいだと理想的といいますか、このぐらいだったら安心できるみたいなのがあれば、教えていただければと思いますが。

以上になります。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　それでは、千葉議員の１点目のご質問でございます。資本的収支不足額を留保資金から補填していることについてお答えさせていただきたいと思います。

令和２年度決算の資本的収支不足額は、およそ３億500万であります。その補填には、大部分が過年度分損益勘定留保資金をもって充ててございます。企業会計における予算は、収益的収支予算、３条予算と、資本的収支予算、４条予算の２種類がございます。３条予算の収入には、サービスの提供の対価としての料金が主体的に提供されるものであり、支出にはサービスの提供に要する人件費、物件費、動力費及び減価償却費などを計上してございます。

一方、４条予算の支出には、サービスの継続的提供を維持、発展させるため、将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、企業債の元金償還などを計上することとされており、収入には企業債などの企業外部からの資金、外部資金を計上することとされております。設備資

金、企業債の元金償還等の資金源泉としては外部資金のほか、３条予算における過去の経営活動の結果、企業内部に留保された資金及び当年度の経営活動の結果、予定される利益及び損益勘定留保資金が設備改良などの自己資金として重要な部分を占めてございます。そこで、資本的収入、外部資金が資本的支出に不足する場合には、自己資金を使用することになりますが、この場合資本的収入として計上するのではなく、４条予算本文中に不足額に対して充当するということで説明をすることと規定されていることから、このような処理をしているものでございまして、この部分については年度ごとに建設改良費などの増減がございますが、その場による影響が年度ごとの増減によって生じるものでございます。そのことによって不足するというものではございません。

それから、２点目の内部留保資金の適正額につきましては、この部分につきましてはどの団体でも問題というか、課題になっていることだと思いますけれども、およそ１年分の収益分を留保するという目安があるようでございますけれども、内部留保資金につきましては今後の建設改良費などの計画に基づいて実施できるよう留保していきたいというふうに考えているところでございます。適正額についての部分については、今後内部留保によって建設改良費を賄うことができれば、これが適正だったではないかというふうに私は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　毎回同じことを聞いて申し訳ないのですが、基本計画の見直しの状況、現時点というのか、年度末というのか、どういう状況になっているのか。

それから、国なり県との交渉が続いていると思うのですが、到達点も含めて、紹介していただければと思います。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　それでは、今野議員のご質問にお答えいたします。

基本計画の見直し業務の進捗状況についてお答えさせていただきます。本年４月９日、業者と契約を締結してございます。その内容につきましては、将来的に構成市町が胆江広域水道用水供給事業から必要とする水需要予測を行い、たんこう浄水場に求められる計画一日最大給水量に応じた整備費用を複数案算定することで、構成市町が進めている施設再編などとの総合的な比較検討に活用をし、最終計画を策定する内容でございます。これは、単に業務委託の成果品を受領して完結させようとするものではなく、委託契約期間中に受託者からたんこう浄水場の整備案などを複数案提出をいただき、組合が主催する構成市町水道担当部課長会議の協議資料に活用し、検討しているものであります。その後、４月に設置をいたしました胆江広域水道用水供給事業施設整備等検討委員会におきまして、組合としての基本計画のあくまでも素案としてまとめようとするものであります。現在の進捗状況については、成果品を基に構成市町と協議をしている段階ということでございます。

それから、２点目の国、県との交渉の到達点ということでございますけれども、これまで現行計画においてたんこう浄水場を整備した場合における交付金の部分については、現行で対象になるのかという部分を課題として、組合として相談してまいりました。本年４月に県のほうから国に確認をした結果、交付対象となるということで確認をしてございまして、現在の到達点につきましてはここまでということになります。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　それぞれの構成市町からの水需要予測というのは、もう出たのではないのかと思うのですが、それらはどうなっているのかというのが１つお尋ねします。

あと、ちょっと聞き取れなかったので、申し訳ないのですが、補助金返還の問題が多分あったような気がするのですが、それらの検討というのはどういうふうになっているのか。この間聞いてきた話を聞けば、検討中、検討中でさっぱり中身は分からないのですけれども、全く公表できないものなのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　検討ということでご心配をかけているところでございますが、いずれ構成市町のほうから必要とする数量、これの見込みということをもって、業者のほうに積算をしていただいている資料ということで、今協議を詰めているというところでございます。当然現段階では、一定の考えということで構成市町のほうから数量はいただいております。それをもって、今途中で休止しております浄水場工事、これが今後完成形にするに当たって、どれほどの工事費がかかるのか、あるいはそれをもって構成市町のほうに求められた水量を供給するに当たっての費用がどれぐらいかというところを、まずそこが決まらないと、構成市町のほうでは今度は求めた水量に対して自前で自己水源を持ちながら、それの今後の見通し、切り替えたとしてもどれほど効果があるかというところをセットで整理いただくというところが必要と考えて、今全体的に進めているというところでございます。

いずれ内容が広域の数量に関して、あるいは構成市町におかれます水道事業に関しましても関連がございますので、全体が整い次第、議員への皆さんへのご説明も行われるものと考えてございます。

それから、補助金返還の関係でございますが、国、県からすれば地元からの考え、要は幾ばくかの、最初の計画の見通しからすれば、求められる数量が下がるということで進めておりますので、下がった場合に補助金として投入したものがどうなるのかということについては、実際地元としてどれだけの数量が必要なのか、下がるのがどの程度なのかが明確にならない限りは、取扱いの話を持ち込むことがなかなかできない。下がる程度によっては、返還に至らないというところも十分あるのではというところで、事業の見直しというところを十分想定しながら、まずは必要なものはどの程度なのかというところを構成市町と整理した上の考えをまとめた上で、補助金に係る協議についてはその後に進められるというところでご

ざいます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　しゃべられないこともあるのでしょうからですけれども、今の答弁聞けば、さっぱり何も分からないなというのが率直なところです。そうしますと、構成市町からは、必要な水量については出ましたと。ただ、実際は、自分のところの水源があるので、それらも含めてどうするかという検討がこれからになるということなのでしょうか。それを受けた上で、施設整備計画の方向性を出すということに、そういう理解になるのでしょうか。要は、当組合での設備については、現時点で整備方法について一定の原点があるのではないかと思うのですが、それらも一切今のところは確定していないということなのでしょうか。あとは、答えられないのかもしれませんけれども、答えられる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　現段階では、必要と求められている数量、これをもって供給、こちらでの工事費、会計、それらの水道関係の水道料金の見直しとか、それをまず整理する必要がありますし、併せて構成市町からすれば、共同のほうに求めることをもって、水道事業者としての自己水源の考え方、これはセットで今並行して進めております。ですので、ご説明の際は、これが一通りまとまった段階で、足並みをそろえてまとまった段階で説明させていただくのが適当という考えから、現段階では先行しているものがあるかどうかということをご説明できない段階にあるということでご理解いただきたい。

ただ、進み具合とすれば、４月から具体のところを進めてもらって、一定程度検討委員会において本年度末までは、というところの目標を持って進めておりますので、それにはきちっと進捗管理を行い間に合う方向で今進めておるというところでございます。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　何かよく分からないようなお顔をされている方もいらっしゃるので、かいつまんで分かりやすく話します。

奥州市は、自己水源を持っていますけれども、この自己水源が何ぼ将来的に、例えば20年間使える水源がどのぐらいあって、それを維持する、あるいは補修するのにどれだけコストがかかるか。例えば金ケ崎の千貫石いろいろあるわけですけれども、この水源は安定的に何十年も使えるものなのかというのをそれぞれの市町が今確認しているということです。ダムの部分については、しばらく大丈夫、使えますよと。ですから、奥州市では、今後20年先まで見渡すと、最終的には何万立米は欲しいですよ、金ケ崎では何千立米ですよというふうなおおよその見込みは出していただいたという状況ですけれども、その状況を見ると４万3,500という当初計画は過剰であったなという形になっています。ですから、どのぐらい、２割減らすのだか、３割減らすのだかというあたりの部分のところをおおよそ決めて、こんな形で岩

手県及び厚労省に計画変更をしたいが、いかがですかという最終案というか打診をして、最終決定していただければ、さっき言ったように返還金があるのかないのか、あと浄水場を実際最終整備するのに何ぼかかるのかというふうな部分が最終決定するということであります。ですから、それを同時進行的に今やっていますので、それが一つ一つ全部分からないと、本当に金ケ崎やりますかとか、奥州市、そんなに欲しいのですかとか、いろんなことがあって、これでという分になったときに、最終的には20年先の水源を確実に担保できるかというの、これ非常に難しい話ですので、ここで合意しましょうというふうな判断をした上で最終決定をせざるを得ない部分、場面も出てくるのではないかと思います。ですから、これは、安全値が高いほうに水量を決定していかなければならないような判断をせざるを得ないのかなというふうに思っております。結果論、過剰だったということあるかもしれませんけれども、万が一途中で足らなくなったときに、いやいやおたくの分までの水つくる浄水場の設備していませんので、何ぼ足らないと言っても渡せませんみたいな話になっても困ると。この辺が年度内中にはある程度明らかにしていくというようなところで進んでいるということで、今野議員からすると、さっぱりそこがどうなのやということを聞きたいと思うのですけれども、私も同様に思うのですけれども、今そういうふうな経過にあるということだけ、非常に概括的な話で大変恐縮ですけれども、そういうふうな状況の中で今事務方が必死に頑張っているということをご理解いただければと思います。

○議長（阿部加代子君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　胆江広域水道用水供給事業会計決算について反対をいたします。

頑張っていただいているところ大変申し訳ありませんが、予算において前の臨時議会で水道用水供給単価の引き上げをしております。この際に申し上げておきますが、未稼働資産をどう見るかという見方の問題もありますが、いずれ過大部分の費用が水道料金供給単価に入っているということで予算に反対をしてございます。構成市町におかれましては、努力いただきまして、水道料金は今の時点では上がっておりませんが、そういう内容でありますので、最初の決算年度でありますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部加代子君）　起立多数であります。よって、議案第３号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和３年第２回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。お疲れさまでした。

午後零時15分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

令和３年10月22日

奥州金ケ崎行政事務組合議会

議　長　　阿　部　　加代子

３　番　　高　橋　　浩

４　番　　千　葉　　康　弘